

鹿沼市の家庭燃やすごみ指定袋取扱者募集要綱（一般用）

この要綱は、平成 18 年 10 月 1 日から実施する鹿沼市の家庭燃やすごみ有料化に伴い、指定袋の取扱者を募集するにあたり、その基準を定めるものです。

概 要

本市の家庭燃やすごみ有料化は、鹿沼市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（以下「市条例」という。）の別表に規定する燃やすごみ処理手数料金で指定ごみ袋を販売し、市民に購入していただくことです。
また、市はこの要綱の規定により指定袋を市民に直接販売していただく取扱者を募集いたします。

1 指定袋の発注及び販売について

(1) 袋の種類及び価格・取扱料

種 類	1 組枚数 (外袋)	1 箱の 組 数	仕入価格(1 箱)	販売価格(1 組)	取 扱 料(1 箱)
10 リットル	40 枚入	10 組入	3,000 円	300 円	350 円
20 リットル	20 枚入	20 組入	6,000 円	300 円	700 円
30 リットル	15 枚入	25 組入	7,500 円	300 円	875 円
40 リットル	10 枚入	40 組入	12,000 円	300 円	1,400 円
45 リットル	10 枚入	40 組入	12,000 円	300 円	1,400 円

*45 リットルは、平成 21 年 8 月 1 日から販売開始。

(2) 発注等の指定事項

- ① 発注先は、(合)エコシティかぬま協議会とします。
 - ・住所：鹿沼市上殿町 6 9 8
 - ・電話：0 2 8 9 - 6 0 - 2 1 9 1 ・ 2 1 9 2 (FAX 兼用)
- ② 発注単位は、1 箱とします。
- ③ (合)エコシティかぬま協議会の営業時間は、後日お知らせします。
- ④ 取扱者は、発注した指定袋を(合)エコシティかぬま協議会から受領するときは受領書を提出し、自らも受領書控を 3 カ年保管してください。
- ⑤ 取扱者は、(合)エコシティかぬま協議会が前月 21 日から当月 20 日までの受領書を集計し、指定袋のごみ処理手数料（以下「仕入代金」という。）の請求を受けたときは必ず納期限までに収めてください。
- ⑥ 上記⑤の支払方法は、現金払いとします。また、口座振替で支払うときの振込

み手数料は、取扱者の負担となります。

(3) 販売上の指定事項

- ① 販売は、1組（外袋）単位とし、指定袋を外袋から出してのバラ売りはできませんので注意してください。
- ② 販売価格は、市条例のごみ処理手数料として上記(1)の表中の額で定められていますので、消費税は内税扱いとしてください。また、値引きや割増し、サービス品として無料配布することはできません。
- ③ 市民から不良品の届け出があったときは、手持ちの在庫品と1組（外袋）単位で交換してください。また、市民から引き取った不良品や販売時に不良品であったものは、（合）エコシティかぬま協議会に報告・返品し、補充を受けてください。
- ④ 取扱者は、一般の需要を満たすことができる数量の指定袋を常備し、適正に在庫管理を行ってください。

(4) 取扱料等の指定事項

- ① 市がこの業務で取扱者に支払う取扱料は、指定袋1組当たりの消費税額に8円を加えた額となります。また、これには消費税を含んでいます。
- ② 取扱料は、取扱者が上記(1)の表中の仕入価格に準じた代金を（合）エコシティかぬま協議会に支払うときに仕入代金から取扱料を差し引く繰替払による支払いとなります。

《 例 》 10 リットルの指定袋を1箱仕入れたとすると（上記1の(1)の表を参照）
仕入価格 3, 0 0 0 円－取扱料 3 5 0 円＝取扱者の支払額 2, 6 5 0 円

2 申請資格について

この申請の資格要件は、次のとおりです。

- (1) 日本標準産業分類（昭和26年政令第127号）の規定で分類される小売業で市内に店舗を有する者。
- (2) 鹿沼市きれいなまちづくり推進条例（平成15年鹿沼市条例第30号）第8条の規定により、きれいなまちづくり推進員として委嘱されている者
- (3) NPO 法人ふうめらん
- (4) リサイクル協力店
- (5) 上記各号に該当する申請者は、次のいずれにも該当しないものとする。
 - ① 市税が課されている者においては、市税を滞納していないこと。
 - ② 産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第5項第4号の規定に該当しないこと。

3 申請書類について

(1) 日本標準産業分類（昭和26年政令第127号）の規定で分類される小売業で市内に店舗を有する者及びリサイクル協力店

① 店舗の位置図

② 店舗の平面図

③ 市税の納税証明書（完納証明書）又は非課税証明書

申請日3ヵ月以内に発行されたものとし、コピーは不可とします。

④ その他市長が必要と認める書類（申請書および誓約書）

(2) 鹿沼市きれいなまちづくり推進条例（平成15年鹿沼市条例第30号）第8条の規定により、きれいなまちづくり推進員として委嘱されている者

① 鹿沼市きれいなまちづくり推進条例第8条の規定により、委嘱を受けたことを証する書類

② 自宅の位置図

③ その他市長が必要と認める書類

(3) NPO法人ふうめらん

① その他市長が必要と認める書類

4 審査結果の通知について

(1) 審査の結果、市長が指定袋の取扱者として認めたときは、鹿沼市指定ごみ袋取扱要綱第5条の規定により申請者に通知します。

(2) 上記により市長から取扱者の指定を受け、指定袋を販売するときは、店舗の見やすい場所に市が指定する「取扱者」の表示をしてください。

問合せ先

鹿沼市環境部廃棄物対策課廃棄物対策係

住所：鹿沼市上殿町695-7

電話：64-3241

FAX：65-5766